

幸手市 告示第 15 号

幸手農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更理由書を次により縦覧に供する。

幸手市の住民で当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見がある者は、縦覧期間内に市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して異議があるときは、令和6年2月26日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和6年1月25日

幸手市長 木村純夫



- 1 幸手農業振興地域整備計画の変更案と変更理由書の縦覧期間
自 令和6年1月25日
至 令和6年2月26日

- 2 幸手農業振興地域整備計画の変更案と変更理由書の縦覧場所
幸手市役所建設経済部農業振興課
幸手市東4丁目6番8号

- 3 意見書の提出について

(1) 提出先

幸手市役所建設経済部農業振興課
幸手市東4丁目6番8号

(2) 提出方法

意見書の提出は、提出先で配布する様式に必要事項を記入のうえ、提出先に直接、又は郵送により行うこと。

(3) 注意事項

意見書の対象は、当該農業振興地域整備計画の変更案に係るものに限る。また、提出先、提出方法及び提出期限を遵守すること。

(4) 意見書の処理

提出された意見書については、要旨を取りまとめ、処理結果を公告する。

4 異議の申出について

(1) 申出先

幸手市役所建設経済部農業振興課

幸手市東4丁目6番8号

(2) 申出方法

異議申出書の提出は、申出先で配布する様式に必要事項を記入のうえ、申出先に直接、又は郵送により行うこと。

(3) 注意事項

異議申出の対象は、当該農業振興地域整備計画の変更案に係るものに限る。また、申出先、申出方法及び申出期限を遵守すること。